

第 1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書について行った非開示決定（存否応答拒否）の考え方には、一部に妥当性を欠く部分があるため、改めて、「警察職員の名札掲示」に関する警察安全相談簿、苦情受理・処理票及び富山県議会議長（以下「議会」という。）への陳情に係した公文書を開示請求の対象の公文書と特定し、開示・非開示等の決定を行うことが必要である。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 27 年 6 月 23 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

- ① 富山県警察が職員の名札掲示に係る記述している一切の資料
- ② 県警本部、各警察署などの出先に指示、相互に授受したものを含む一切の記録文書（他政機関からも含む。）
- ③ 県民から同件に関して指摘授受した一切の記録文書（対象は現在保有しているもの）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、審査請求人の上記 1 の③の請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、条例第 10 条の規定により、当該請求に関する公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報及び行政運営情報等の非開示とすべき情報を開示することとなるとして、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、条例第 11 条第 2 項の規定により、平成 27 年 7 月 24 日付け富務第 1856 号で非開示決定（以下「本件処分」という。）の通知を行った。

なお、実施機関は、審査請求人の上記 1 の①及び②の請求に対しては、別途、次の公文書を特定し、平成 27 年 7 月 24 日付け富務第 1855 号で部分開示決定を行っている。

- ・名札着用の徹底等について（例規通達）
- ・名札の裏返し対策について（連絡）
- ・名札着用の徹底等について（知事部局からの通知）

富山県情報公開条例

（公文書の存否に関する情報）

第 10 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第 11 条 （略）

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 27 年 8 月 6 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により富山県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査会への諮問

富山県公安委員会は、平成 27 年 8 月 20 日付け富公委第 996 号で、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について審査会に諮問を行った（以下、富山県公安委員会を「諮問機関」という。）。

第 3 審査請求の内容等

1 本件審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求書によれば、本件審査請求の趣旨は、「富山県警が職員の名札掲示に係る内容を記述している資料において県警組織の相互で授受、共有しているもの及び県民から同件に関して指摘授受した文書などを公開請求したものであり既にいくつかの公文書の存在が明らかである。よって本件処分は誤っており、非開示決定を取消し、全面公開の決定を求めます。」というものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の審査請求書によれば、本件審査請求の理由は、「(1) 本件は既に富山県議会教育警務委員会に陳情案件として提出され、県警は同件に係る陳情説明を行っている。(2) 昨年（平成 26 年）9 月 1 日付けで作成した「名札着用の徹底等について」が富山県経営管理部人事課から県警察本部警務課に渡されていた実態が別途公文書開示請求の公開閲覧から判明している。」というものである。

3 審査請求人のその他の主張

審査会は、諮問機関から提出を受けた非開示理由説明書を審査請求人に送付し、平成 28 年 7 月 20 日付けで、当該非開示理由説明に対する意見書の提出を求めたが、審査請求人は、意見書を提出しなかった。

しかし、審査請求人は、審査会の意見陳述で、「これは■が開設するブログのうちの一部を印字したものである。」と述べ、各委員に資料（※掲載は省略）を配付し、そのうえで、「■は、ブログで名札の掲示方法が不適切な県警職員の氏名を実名で公開している。これは、当該職員はじめその親族にもそれを知らしめ、当該職員の不適切の是正、実施機関の服務規律の確保を求めているものである。そして、県警察だけではなく、その他の執行機関についても不正、不当を正していきたい。」と説明した。

なお、意見陳述に際し、審査請求人からは、本件開示請求で開示を求めている公文書の内容、本件処分に対する審査請求の趣旨について明確な説明が無かったことから、改めて確認を求めたところ、審査請求人は、「経営管理部人事課から発せられた通知が有るはずなのに実施機関は開示しなかった。」と返答したので、「その公文書は、平成 27 年 7 月 24 日付けの富務第 1855 号で既に開示されている。本件審査請求で開示を求めている文書には当たらない。

審査請求人は何が不服なのか。」と、再度、質問したところ、審査請求人は、「隠ぺい体質の実施機関に職員の名札の掲示に関し、苦情申出や指摘がなされている。保有個人情報の開示請求ではなく、本人請求ではない一般の公文書開示請求の場合にどの程度公文書が開示されるものか検証したい。」と弁明した。

第4 諮問機関の説明

諮問機関は、審査会へ提出した非開示理由説明書又は審査会の意見聴取で、本件処分について次のとおり説明する。

- ① 審査請求人は、条例による公文書開示請求と富山県個人情報保護条例（平成15年条例第1号）による保有個人情報開示請求の違いを理解したうえで、本件開示請求を行っている。保有個人情報開示請求と異なり、公文書開示請求に対する開示決定においては、請求者が誰であるかは考慮されないものである。
- ② 実施機関は、審査請求人が本件開示請求で開示を求めている公文書については判然としないものの、「警察職員の名札掲示」に関連した警察安全相談簿、苦情受理・処理票又は議会への陳情に関係した公文書が該当するものと考えた（以下「本件公文書」という。）。
- ③ 審査請求人は、本件処分で実施機関が上記②で想定した文書等が開示されなかったことに不服を抱き、審査請求しているものと思料された。

- ④ 一般的に、警察安全相談簿又は苦情受理・処理票については、特定の相談者が相談しているという事実や特定の苦情申出者が苦情の申出を行った事実が記録されるものである。上記②で想定された「警察職員の名札掲示」に関連した警察安全相談簿、苦情受理・処理票が存在したとすれば、そこには特定の個人を識別できる情報が記録されていると思料された。

また、相談者や苦情申出者は、当該相談者や苦情申出者の住所や氏名、相談内容、苦情内容等の個人に関する情報が公開されるという前提で、相談や苦情の申出をしているものではない。

- ⑤ 一般的に、議会への陳情に関係した公文書については、特定の個人が陳情を行ったという事実が記録されるものである。上記②で想定された「警察職員の名札掲示」に関連した陳情に関係した公文書が存在したとすれば、そこには、特定の個人が識別できる情報が記録されていると思料された。

また、議会への陳情は、県議会の常任委員会という公式の場で審議されるものである。陳情の提出者等について特定の個人が公知されることになるかどうかについて検討を行ったところ、通常の検索方法では当該特定の個人が容易に分かるものではないと考えられたことから、陳情に関係した公文書に記録される個人に関する情報は、条例第7条第2号ただし書アの慣行として公にされている情報には当たらないと判断した。

- ⑥ 本件公文書が存在すると仮定し、本件公文書の非開示情報に当たる部分をマスキング等して部分開示とする検討も行った。

しかし、「警察職員の名札掲示」というのは警察相談や苦情の種類、陳情の要旨としては極めて稀なものである。他の情報（インターネット上の[]のウェブサイトや議会への陳情）と照合することにより、相談者や苦情申出者又は陳情の提出者が誰なのか、当該特定の個人を識別することができるものと思料されたことから、部分開示決定や公文書不存在を

理由とした非開示決定により本件公文書の有無(存否)を答えることは、特定の個人が「警察職員の名札掲示」に関しての相談や苦情の申出を行っている、又は行っていないという「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」のある個人に関する情報を公にすることになると考えた。よって、条例第10条の規定から、本件公文書の存否については、明らかにしないこととした。

- ⑦ 条例第7条第6号は「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」についても非開示情報に当たると規定している。

本件公文書に限らず、警察安全相談簿又は苦情受理・処理票を開示することは、匿名性の確保を前提に行う業務である相談業務や苦情申出制度に対する信頼を失うこととなり、県民において、相談や苦情の申出を躊躇する事態を招来するなど、当該制度等の円滑な推進に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである。これらの公文書に記録された情報は非開示情報である。

よって、これらの公文書を開示することは非開示情報を開示することになるから、条例第10条の規定から、本件公文書の存否について明らかにしないこととした。

- ⑧ 仮に、実施機関に対する「警察職員の名札掲示」に関する相談や苦情の申出が特定の個人からのものに限られたものであるとすれば、当該苦情の件数を答えること自体が、特定の個人からの相談回数、苦情の申出回数という個人に関する情報を公開することになる。よって、単に件数を調べる請求であったとしても、特定の個人に関する情報を公にすることになる場合においては、応答を拒否する場合もありうるものである。

なお、相談や苦情申出については、その分野や内容により件数にも多少が見られるものであるから、その内容や件数等も考慮して開示、非開示等の判断を行っている。

第5 本件処分に対する審査会の判断等

1 審査会の役割

当審査会の担う役割は、条例に照らし、実施機関が行った処分の妥当性について審査することである。

審査に当たり審査会として、

- ① 審査請求人は、上記「第3 審査請求の内容等 3 審査請求人のその他の主張」に記載のとおり、XXXXXXXXXXが開設するウェブサイトにおいて、実施機関又は諮問機関へ「警察職員の名札掲示」に関する苦情申出やその他の苦情申出等を行っているという、一般的に他人に知られたくないと思料される「個人に関する情報」（以下「他人に知られたくない個人情報」という。）を提供しているものと推測されること
- ② 諮問機関は、上記「第4 諮問機関の説明」に記載のとおり、個人情報保護の観点から本件公文書の存在について明らかにしていないことを言及しておく。

これらの点をふまえ、当審査会は、仮に本件公文書が存在した場合に、当該本件公文書に記録されることになる審査請求人の「他人に知られたくない個人情報」が条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかを審議する。

併せて、上記「第4 諮問機関の説明 ⑥、⑦」に記載のとおり、実施機関は条例第10条の規定により本件処分を行っていることと諮問機関が説明していることから、当該本件処分が条例第10条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかについても審議する。

2 本件公文書に記録されると想定される情報について

実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、その対象となる公文書を上記第4の②に記載の本件公文書と想定し、検討したとしている。

実施機関が作成する警察安全相談簿、苦情受理・処理票又は議会への陳情に関係した公文書に記録される情報の内容は、それぞれ次のとおりである。このことからすれば、本件公文書にも、相談者又は苦情申出者の個人情報、被苦情申出者の個人に関する情報、陳情の提出者の住所及び氏名、実施機関内部における審議検討等の非開示情報が記録されるものと想定できる。

ア 警察安全相談簿は、「警察安全相談取扱要綱」（平成25年12月1日付け例規通達）に基づき、個々の相談ごとに作成される公文書であり、DV やストーカー等の相談分野の種別、相談の受理日時・対応場所、相談受理者の所属・氏名、来訪・電話等の受理態様の別、相談件名、相談者及び関係者の住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号、相談内容、相談に対する受理者の意見や所属長等の意見、相談に対する措置・処理内容、措置結果及び危険度が記録されるものである。

イ 苦情受理・処理票は、「富山県警察職員の職務執行に対する苦情処理要綱」（平成13年6月1日付け例規通達）に基づき、個々の「警察職員が職務執行において違法、不当な行為をすること、なすべき行為をしなかったことにより不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服」又は「警察職員の不適切な態様に対する不満」の申し出ごとに作成される公文書であり、苦情の受理者の所属・職・氏名、受理年月日、受理場所、苦情申出者の住所・氏名・生年月日・性別・職業・連絡先、文書・電話等の申出方法、警務・生活安全・交通等の部門別、苦情の申出内容、回答の要否、調査方針、調査結果及び措置の内容、結果通知の有無、通知月日、文書・電話等の結果通知方法及び結果の通知担当者の所属・階級名・氏名が記録されるものである。

ウ 議会に陳情書が提出され、議会はそれを受理したならば、陳情の受理番号、受理年月日、件名、提出者の住所・氏名及び要旨の情報を記録した文書表を作成し、当該陳情の審査を所管する地方自治法第109条第1項の常任委員会又は議会運営委員会へ付託するとともに、それに合わせ、当該陳情の内容を所管する同法第138条の4第1項の各執行機関へも同内容を提示する。

そして、提示を受けた執行機関の各事業の所管室・課の長は、常任委員会において、当該陳情の内容や陳情に対する見解について説明を行うものである。

その後、当該文書表の内容及び執行機関からの陳情に対する説明や同委員会等での審議内容については、議会事務局が発行する「議会時報」に委員会の会議録として記録され、公開されている。また、委員会で審査された結果については、陳情処理状況報告書にまとめられ本会議に報告がなされている。そして、この陳情処理状況報告書は、「富山県議会会議録」にも記録され、文書で公開されている。なお、本会議の状況は、ケーブルテレビや

インターネットで視聴することができるものである。

3 実施機関による情報の公表等について

審査請求人の「他人に知られたくない個人情報」については、上記1の①のとおりである。審査会は、仮に本件公文書が存在した場合に、審査請求人の当該情報が、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」個人に関する情報に該当するかどうかを審議する。

(1) 実施機関による個人情報の公表について

審査会が見分するに、実施機関又は諮問機関が、審査請求人が「警察職員の名札掲示」に関して苦情申出等を行っている、又は行っていないということを公にしている事実は、確認できなかった。

ア 議会が発行する議会時報によれば、平成26年9月議会に際しての受理番号6の陳情で、 は、その要旨に「・・・添付資料1）(ブログ「富山県情報公開日誌」・富山県警、ぶら下げ名札や着用不徹底について)の様に苦情の申出を行った以降も・・・」と記してはいる。しかし、教育警務委員会での当該陳情に対する実施機関の警務部長の説明においては、 が「警察職員の名札掲示」に関連し「苦情申出を行った、又は行っていない」とは発言していない。また、 の同年11月議会に際しての受理番号8の陳情に対する教育警務委員会での同警務部長の説明においても、 が「警察職員の名札掲示」に関連し「苦情申出を行った、又は行っていない」とは発言していない。ただし、議会時報では、各陳情の提出者や陳情内容が明らかにされていることから、当該議会時報が県の関係機関に送付され、県民が閲覧しようとするれば、閲覧できる状態になった時点において、「公衆が知り得る状態におかれている」と判断される。

イ また、諮問機関は、審査請求人は、自身を本人とする「警察職員の名札掲示」に関する相談や苦情申出について、実施機関に対し個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求を行っていることを説明する。仮に当該開示請求により、審査請求人に本人の個人情報が開示され、 が開設するウェブサイトで当該個人情報を提供していたとしても、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ものでなく、また、県議会の会議録である「議会時報」と同様の効力を有するものでもない。

(2) ウェブサイト上の「個人に関する情報」について

ア まず、裁判例におけるウェブサイトの公示の効力については、「インターネット上のウェブサイトは、特に制限しない限り誰でも閲覧することができるものであるが、反面、その存在が知られず、誰にも閲覧されないことすらあり得るもの」(大阪地裁判決平成17年12月8日判例タイムズ1212号275頁)、「法令に定める条件を満たすことや規制に服することで、ウェブサイトへの掲載が日刊新聞紙への掲載と同等又はそれ以上の公示力があるとは認めがたい」(東京高裁判決平成20年5月23日公正取引委員会審決等データベース)とする否定的なものが見られる。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1項ただし書イの解釈について、東京地方裁判所の判決(行政文書一部不開示決定処

分一部取消請求事件 平成 22 年 12 月 22 日判決) では、

「慣行として」とは、事実上の慣習として、当該情報が現に公にされ、又は当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事情に基づいて公にされたにすぎない場合は、これに当たらないと解するのが相当である。」

とされ、さらに、同判決の上告審である東京高等裁判所の判決（行政文書一部不開示決定処分一部取消請求控訴事件 平成 23 年 7 月 14 日判決）では、

「控訴人は、当審においても重ねて、①対象訴訟原告らのうち一部の者は、対象訴訟が係属した裁判所並びに事件番号及び事件名をその著書で公開していることからすれば、本件不開示情報は情報公開法 5 条 1 号ただし書イに該当する、②別件訴訟の事件番号を開示することによって対象訴訟原告のプライバシーが侵害されることはない、③対象訴訟原告の氏名及び住所は個人情報として保護すべき理由がないなどと種々主張する。

しかし、控訴人が主張する事実が認められるからといって、控訴人が指摘する情報が情報公開法 5 条 1 号の個人情報又は個人識別情報であることに変わりはないし、また、同号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとも認めることはできない。控訴人は、これらの情報を公開しても対象訴訟原告の権利利益を害するおそれはないと主張するが、そのことを理由として個人識別情報を開示すべきものとする規定は情報公開法に存在せず、これを不開示とした処分行政庁の判断が違法であるということとはできない。」

とされたりもしている。

イ 次に、諮問機関は、第 4 の①に記載のとおり、公文書開示請求においては、請求者が誰であるかは考慮されないものであると説明している。確かに、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「基準」という。）の第 5 条関係（開示請求権）の第 2 4 では、「本条例に定める公文書開示請求制度は、何人に対しても等しく、県が保有する公文書の開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、また、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。」とされている。

これによれば、実施機関が想定した本件公文書の中に「他人に知られたくない個人情報」が存在したとしても、開示決定等においては、自己の個人情報又は他者の個人情報であるかは区別されないことになる。事実、実施機関は、開示請求者が誰であるかを考慮せず開示決定等の処分を行っている。

(3) まとめ

当審査会は、上記（1）及び（2）に照らし、

- ① 議会への陳情に関係した公文書に記録される個人に関する情報については、県議会の会議録である「議会時報」が県の関係機関に送付され、県民が閲覧しようとするれば、閲覧できる状態になった時点において、「公衆が知り得る状態におかれている」と判断する。
- ② また、XXXXXXXXXXが開設するインターネット上のウェブサイトで、「他人に知られたくない個人情報」を提供していたとしても、当該情報については、条例第 7 条第 2 項

ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、いわゆる「公知の事実」に当たらないものとも判断する。

4 本件公文書の非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性についての検討

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

ア 警察安全相談簿又は苦情受理・処理票について

上記2ア及びイのとおり、警察安全相談簿における相談受理者の所属・氏名、相談者及び関係者の住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号等の情報や苦情受理・処理票における苦情の受理者の所属・職・氏名、申出者の住所・氏名・生年月日・性別・職業・連絡先及び苦情の申出内容のうち被苦情申出者の情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報である。そして、これらの情報については、同号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に関する情報を除けば、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは考えられないこと、また、同号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも公にすることが必要であると認められる情報」にも当たらないことから、非開示情報と史料される。

イ 議会への陳情に関係した公文書について

上記2ウのとおり、文書表や陳情に関して議会から各執行機関に提示される公文書は、議会への陳情の提出者の住所及び氏名が記録された特定の個人を識別することができる情報を含むものと解する。

諮問機関は、陳情に関する情報については、上記第4の⑤のとおり、条例第7条第2号アの慣行として公にされている情報には当たらないと判断したうえで、陳情に関係した公文書の有無（存否）を答えることが、特定の個人が議会への陳情を提出しているという個人に関する情報、提出していないという個人に関する情報を公にすることになり、このことは、条例第7条第2項に規定する非開示情報を開示することになるものであると説明する。

そこで、審査会が他県等における当該県議会への陳情の提出者の氏名の公開等の取扱いを確認したところ、公表又は非公表それぞれの取扱いをしている状況であった。

なお、議会の取扱いでは、陳情は、議会の常任委員会という公の場で説明又は審査された後、本会議において、委員会での陳情処理状況が報告されるものである。また、委員会や本会議の会議録にも、当該会議録により陳情の提出者（連名の場合はその代表者）の住所及び氏名が記録され、又は公開されている。

このことからすれば、議会が作成した文書表やその他の陳情に関する公文書においては、陳情の提出者の住所及び氏名は慣行として公にされている情報であると解することができ、よって、諮問機関の上記第4の⑤の主張は適切ではない。

なお、本件開示請求がなされた平成 27 年 6 月 23 日までは、「警察職員の名札掲示」に関する陳情の審査がされた平成 26 年 9 月及び同年 11 月議会の定例会会議録は作成及び公開され、陳情の提出者の住所及び氏名も公にされていたところである。

また、昭和 28 年 4 月 6 日に示されている国の見解である行政実例では「請願又は陳情の取下げは、会議規則の定めるところによるべきであるが、原則としては、提案者の意思のみによって撤回することはできず、議会の同意を必要とする」とされている。このことは、ひとたび陳情が受理されれば、議決機関の調査及び審議がすすめられるなど、容易に取下げができないというものである。つまり、議会に受理された陳情の内容については、会議録が慣行として公にされている情報であることに鑑みれば、陳情が議会に受理された時点から、当該陳情の内容は「公にすることが予定されている情報」と解することができる。よって、委員会や本会議での審議の前後に関わらず陳情の提出者の住所及び氏名から特定の個人を識別することができたとしても、これらの「個人に関する情報」は、条例第 7 条第 2 号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、非開示とすることができる情報には当たらないものと思料する。

このように、議会に提出された陳情は、議会においては「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として扱われ、議会から当該情報の提示を受けた他の実施機関においても、同様の取扱いが求められる。

ウ 他の情報と照合することによる特定の個人が識別されること等についての検討

実施機関は、第 4 の⑥に記述のとおり、「警察職員の名札掲示」に関する相談や苦情の申出というのは極めて稀なものであるから、仮に本件公文書が存在したとすれば、いかに開示方法を工夫し特定の個人を識別できないように配慮したとしても、他の情報と照合することにより、相談者、苦情申出者が誰なのか、当該特定の個人を識別できると主張している。

基準によれば、

「照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。」などとされている。

仮に実施機関の内部の関係者等が了知している情報を「他の情報」と捉えて、「特定の個人を識別できる」として非開示とすると、条例に基づく公文書開示請求権が機能しなくなる事態が想定される。このため、審査会は、「他の情報」の範囲については、個々の開示請求に応じて、慎重に判断すべきものであると解する。

本件処分において、実施機関は、第 4 の⑥に記載のとおり、「他の情報」とは、議会への陳情やインターネット上の ████████ のウェブサイトであると説明している。しかし、インターネット上のウェブサイトにある情報の公示力については上記 3 で説明したとおり、本件処分に関して、██████ のウェブサイト上の情報を条例第 7 条第 2 号の「他の情報」と同様に捉えることは妥当でない。さらに、「議会への陳情」に関する情報については、上記 4 (1) のとおり「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することから、実施機関が「慣行として公にされた」情報として扱わ

ず、これを「他の情報」と説明することとは齟齬をきたすものである。

このことからすれば、実施機関の上記第4の⑥の説明における「他の情報」の理解は妥当性を欠くものであり、再検討が必要と判断する。

一方で、開示請求者とすれば、「警察職員の名札掲示」に関する相談や苦情の申出の有無、諮問機関が説明するところの開示、非開示の判断項目となる相談等の件数の多少を知ることができる状態にない。さらには、当該相談や苦情申出が、内部統計上どのように取り扱われているのかも分からないものである。

仮に本件公文書が存在し、実施機関の関係者等において特定の個人を識別できるものであったとしても、開示方法に配慮すれば、他の開示請求者に、ただちに特定の個人が識別されるものでないと思料される。

(2) 条例第7条第6号該当性についての検討

条例第7条第6号は、「県（略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（アからオまで（略）」を非開示情報とする旨規定している。

ア 諮問機関は、警察安全相談簿又は苦情受理・処理票を開示することは、匿名性の確保を前提に行う業務である相談業務や苦情申出制度に対する信頼を失うこととなり、県民において相談や苦情の申出を躊躇する事態が起り得ると考えられ、当該制度等の円滑な推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張し、このことが同条同号に該当すると説明している。

しかし、相談者や苦情申出者の匿名性の確保と業務に対する信頼の保持は、特定の個人を識別することができないように配慮すれば足りるものであり、当該配慮を施すことなく公文書の有無（存否）自体を答えないとする理由には当たらない。

イ 第5の2イに記述のとおり、実施機関が想定した本件公文書のうち苦情受理・処理票は、警察職員の非違行為等について実施機関に対し苦情の申出があった際に作成されるものであり、被苦情申出者である警察職員の個人に関する情報、被苦情申出者等の職務執行における違法又は不当な行為等に関する情報等が記録される。

当該苦情受理・処理票については、実施機関において、開示請求者が当該被苦情申出者等であり、何らかの利害を有する者であった場合も想定したうえで、開示、非開示等の処分の妥当性を検討しなければならないものと思料される。しかし、諮問機関からは、当該諮問機関又は実施機関が何らかの検討したことの説明はなかった。

また、当審査会は、実施機関において個人情報保護の観点から、匿名性が求められる相談や苦情申出制度においては、相談者又は苦情申出者が相談又は苦情申出を行った、又は行っていないという「個人に関する情報」は理由なく公にされることがあってはならないという考えのもと、開示、非開示の処分等について検討し本件処分を行ったものと解する。しかしながら、苦情受理・処理票に記録される被苦情申出者に関する個人に関する情報や被苦情申出者の職務執行における違法又は不当な行為等に関する情報等についても同様に、開示、非開示の処分等が検討される必要があったものと思料する。

5 まとめ

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に際し想定した本件公文書である「警察職員の名札掲示」に関連した警察安全相談簿、苦情受理・処理票又は議会への陳情に係る公文書の有無（存否）について答えないこととした本件処分については、適切さに欠けるところがある。

よって、上記第1 審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査請求人のその他の主張について

前述のとおり、当審査会の担う役割は、当審査会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査及び審議することであり、これら以外の処分について調査及び審議並びに判断する立場にはない。

また、審査請求人は、本件処分以外の違法又は不当について審査会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものでない。

第7 付言

条例第10条の公文書の存否に関する情報に関する規定の適用は、公文書の存否を明らかにすること自体が即座に条例上非開示とすべき情報を開示することとなるような極めて限られた場合にのみ許容し得るものと解する。

本条の運用によっては、本来開示されるはずの公文書（特定の個人が識別されないよう配慮すれば足りるものを含む。）そのものが開示されないことも有り得るから、本条が不当に拡大されて運用されることのないよう、実施機関においては、厳格かつ適正に運用されたい。

第8 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 8月20日	公安委員会から諮問書を受理
平成27年 9月25日	公安委員会に非開示理由（存否応答拒否）説明書の提出を依頼
平成27年10月22日	公安委員会から非開示理由（存否応答拒否）説明書を受理
平成28年 7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人に非開示理由（存否応答拒否）説明書を送付 ・ 審査請求人に意見書の提出を依頼
平成28年 7月22日 （第143回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成28年 8月25日 （第144回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会から非開示理由（存否応答拒否）等を聴取 ・ 審議
平成28年11月14日 （第145回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人から意見を聴取 ・ 審議
平成28年12月16日 （第146回審査会）	審議
平成29年 1月30日 （第147回審査会）	審議
平成29年 3月10日 （第148回審査会）	審議
平成29年 4月19日 （第149回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	